

介護納付金に係る新たな均等割額・平等割額の前提条件及び試算結果(詳細)

(1) 試算の前提条件

- ①算定方式見直し後の1人当たり均等割額と1世帯当たり平等割額の合計金額を、見直し前の1人当たり均等割額と同額の13,800円/人とする。
- ②均等割額の合計と平等割額の合計の賦課割合を70:30とするため、1人当たり均等割額を9,260円(△4,540円)、1世帯当たり平等割額を4,540円(新設)とする。
- ③対象者: 令和4年度当初賦課時点で資格がある者のうち、令和5年4月1日時点で40～64歳の者 15,324世帯 17,527人 ※1世帯あたり 1.14人
- ④所得状況: 令和4年度当初賦課時点(令和3年中所得)
- ⑤収入額算出のための収納率: 3か年(令和元年度・令和2年度・令和3年度)の介護納付金分収納率の平均 86.92%

(2) 試算結果

均等割額と平等割額の合計金額が見直し前の均等割額と同額であるため単身世帯においては、税負担に増減が生じない(下表※1)ものの、均等割は被保険者一人ひとりに賦課されるのに対し、平等割は1世帯に対して賦課されるため、1世帯が複数の被保険者で構成されている場合、世帯全体での賦課額が見直し前に比べ減額(下表※2)となり、このことが国民健康保険税の減収要因(賦課額△6,471,200円・収入額△5,624,767円・下表※3)となる。

【見直し後の応益割額】 均等割額 9,260円 平等割額 4,540円 計 13,800円(増減なし)													
世帯 介護 被保数 (人)	世帯数 (件)	被保険者数 (人)	保険税算定額(円)				⑤ 軽減額 (円)	⑥ 限度 超過額 (円) ※賦課限度額 17万円	⑦ 賦課額 (④-⑤-⑥-端数) (円)	⑧ 収入額 (⑦*86.92%) (円)	影響額		
			① 所得割額	② 均等割額	③ 平等割額	④ 計 (①+②+③)					賦課額 ベース (円)	収入額 ベース (円)	
1	13,157	13,157	#####	121,833,820	59,732,780	#####	68,388,401	11,454,013	251,876,100	218,930,706	0	0	※1
2	2,134	4,268	97,529,283	39,521,680	9,688,360	#####	13,514,192	21,309,816	111,832,600	97,204,896	△ 6,290,100	△ 5,467,355	※2
3	31	93	1,182,797	861,180	140,740	2,184,717	292,215	154,940	1,735,800	1,508,757	△ 181,100	△ 157,412	
4	1	4	234,029	37,040	4,540	275,609	0	105,609	170,000	147,764	介護納付金に係る所得割額、均等割額、平等割額の合計額が、見直し前後のどちらにおいても賦課限度額170千円に達するため影響は生じない。		
5	1	5	471,915	46,300	4,540	522,755	0	352,755	170,000	147,764			
合計	15,324	17,527	#####	162,300,020	69,570,960	#####	82,194,808	33,377,133	365,784,500	317,939,887	△ 6,471,200	△ 5,624,767	※3
				70%	30%								